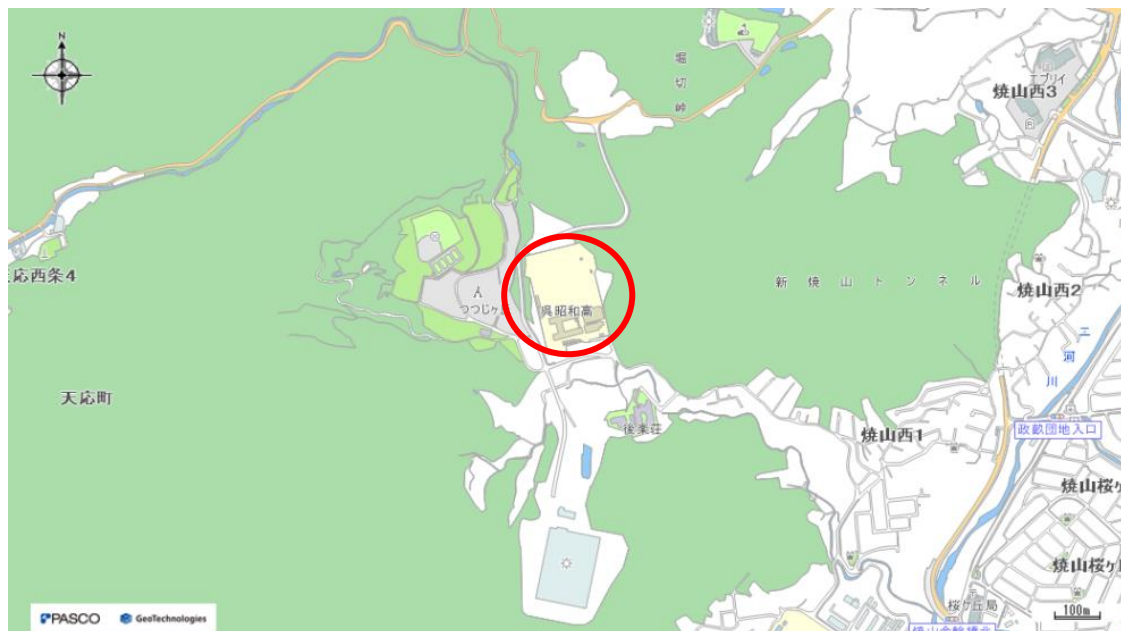


テニスコート・弓道場整備用地(呉昭和高校跡地グラウンド等)の スポーツ使用に係る使用許可申請について

■所在地

〒737-0905 広島県呉市焼山町山の神

【位置図】



【呉地理情報マップ】

■運用開始日

令和8年7月9日(木)

■休場日

年末年始(12月29日～1月3日)，毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)

■開場時間

午前8時30分～午後7時(日没)

■施設概要

グラウンド等の区分	使用可能な用途
グラウンド	ソフトボール(ゴム)，軟式野球，グラウンドゴルフ，サッカー等
テニスコート A，B，C，D，E(5面)	硬式テニス，ソフトテニス等

駐車場の位置	駐車台数
北側(テニスコート側)	28台
南側(多目的グラウンド側)	36台

【レイアウト図】



【呉地理情報マップ】

■ 使用許可申請について

(使用希望日の前月申請)

- 使用希望日の前月 1 日～10 日の期間で申請を受け付けます。
毎月 1 日午前 8 時 30 分～10 日午後 5 時の期間内に呉市スポーツ振興課までメール又は窓口で使用許可申請及び別紙(使用明細)を提出してください(受付期間以外にメール受信又は申請があった場合は許可できない場合があります。)
※ メールで申請する場合は件名に「**呉昭和高校跡地使用許可申請**」と記載してください。
- 使用希望が重複した場合は、使用を調整します。調整結果は、毎月 14 日までに連絡します。
使用許可書及び別紙(使用明細)は原則スポーツ振興課窓口にて交付しますので、窓口まで取りに来てください。

(随時申請)

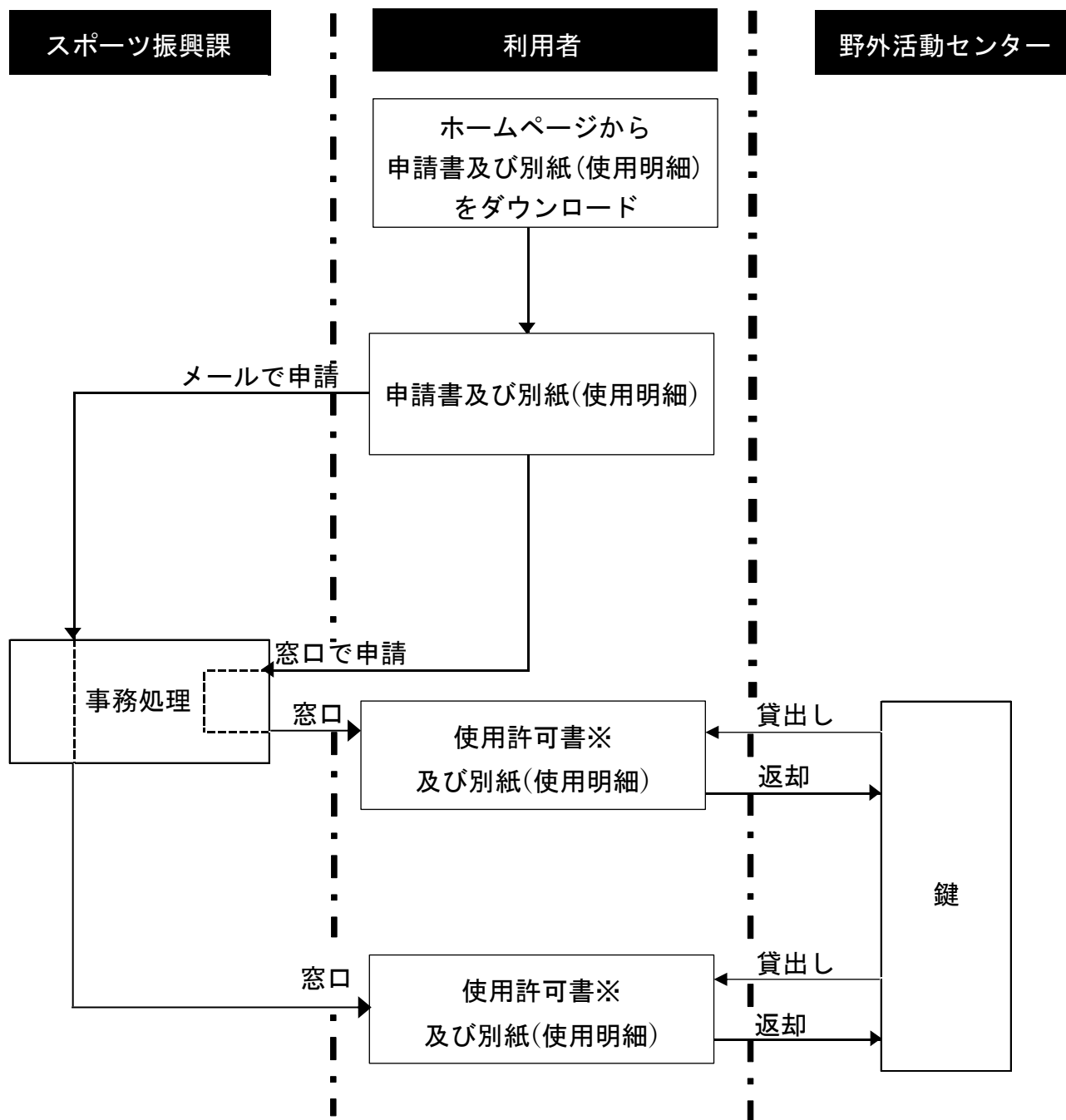
- 使用希望日の前月 15 日以降は、先着順で随時申請を受け付けます。
毎月 15 日午前 8 時 30 分以降に呉市スポーツ振興課までメール又は窓口で申請をしてください。
- 原則使用希望日の前日までの呉市役所の開庁時間外は、受け付けできません。
なお、当日申請された場合、使用許可できない場合がありますが、予めご了承ください。

呉市文化スポーツ部スポーツ振興課

所在地：呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市役所本庁舎 8 階

メールアドレス：sports@city.kure.lg.jp

■ 申込のフローチャート



※ 調整結果は許可書等を交付する前に別途連絡します。

・ 使用希望日の前月申請の場合（使用の前月１日～１０日）

使用許可書及び別紙(使用明細)を原則スポーツ振興課の窓口で交付します。

・ 随時申請（前月の１５日以降先着順）

窓口で申請をする場合は、空いていれば使用可能です。

■使用状況

- ・ 確定した使用状況は、[ホームページ](#)に掲載します（団体名は掲載しません。）。

■鍵の受渡しについて

- ・ 呉昭和高校跡地グラウンド等の鍵は、使用日に呉市野外活動センター（呉市焼山町字山の神10598番地の1）窓口で受け取ってください（職員が業務のため事務所に不在の場合もありますが、呉市野外活動センター内には在駐しています）。
- ・ 鍵の受取り時間は、呉市野外活動センターの営業時間（午前8時30分～午後4時45分）の間です。
- ・ 別紙（使用明細）に記入された鍵受取り時間に鍵を受け取ってください。
- ・ 使用日が、呉市野外活動センターの休場日であるときは、使用日の前営業日に呉市野外活動センター窓口で鍵を受け取ってください。
- ・ 鍵の返却については、呉市野外活動センター職員の指示に従ってください。

■その他

- ・ テニスコートA・B・D・Eにはネットがありません。またグラウンドには、備え付けの備品等はありませんので、備品等が必要な場合は、使用者で持参してください。
- ・ 水道・トイレは使用できませんので、呉市野外活動センターのトイレを使用してください。
- ・ 夜間照明は使用できません。
- ・ 使用団体間での鍵の又貸しは禁止です。
- ・ 施設等に損害を与えた場合は、賠償を求める場合があります。
- ・ 使用の中止や時間変更を行う場合は、事前に連絡してください。

平日（呉市役所開庁時間）の場合

呉市スポーツ振興課（0823-25-5719）

当日・土曜日・日曜日・祝日の場合

呉市野外活動センター（0823-33-8047）